

栗津町内会の皆様へ

☆ ごみの不法投棄は犯罪です!! ☆

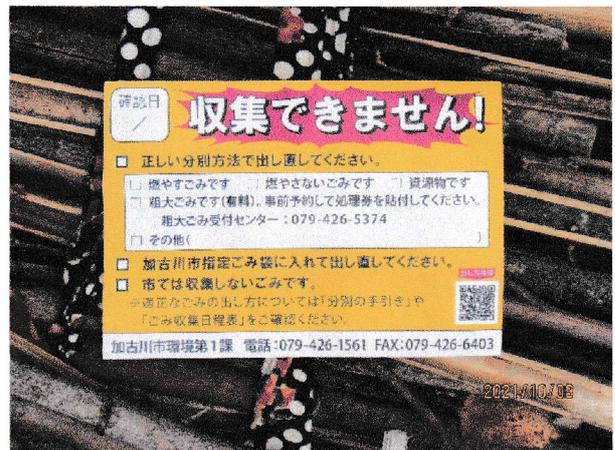
栗津町内会 保健衛生委員
栗津町内会長 菅野 信成

最近、「ごみの排出ルール無視」が多くなりました。

決められた物を、決められた方法で、決められた日の、決められた時間内に、決められた場所に排出してください。

◎「廃棄物処理法」第25条(令和2年4月1日法改正)違反で罰せられます。

* 捨てた人は責任を持って回収し正しく処分してください！



* 葦簀は10月7日14:43分頃に捨てられたものです。(監視カメラの情報)



栗津町内会 HP

* これらは全て「燃やすごみ」です。

以上。